

厚生文教常任委員会

令和4年6月23日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和4年6月23日(木) 午前9時30分 開会
午後0時09分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	柴田三乃
〃	坂本剛司
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	川村優子
議員	横井晶行
〃	梨本洪珪
〃	松林謙司
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也
市民生活部長	前村芳安
環境課長	西川勝也
〃 補佐	松本賢治
クリーンセンター所長	石橋和佳
保健福祉部長	森井敏英
介護保険課長	堀川雅樹
〃 補佐	巽 ゆりえ
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来課長	中井智恵
〃 補佐	芳仲栄治

教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則
教育総務課長	村田真也
〃 補佐	葛本康彦
学校教育課主幹	遠藤孝晃
〃	西川直孝
学校教育課長補佐	植田直子
体育振興課長	吉田賢二
〃 補佐	吉村賀央

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸
〃	巽重人

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第33号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

議第35号 工事請負契約の締結について（新庄スポーツセンター耐震改修及び屋根改修工事）

議第36号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校南東部擁壁改修工事）

議第38号 財産の取得について

調査案件（所管事項の調査）

（1）学校給食に関する諸事項について

（2）ICT教育に関する諸事項について

（3）就学前児童の保育と教育に関する諸事項について

（4）ゴミ収集運搬処理に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。6月定例会も中盤になってまいりました。本日は厚生文教常任委員会ということで、もろもろの案件ございます。慎重審議、また引き続きよろしくお願ひいたします。

ここで委員外議員の紹介をさせていただきます。増田議員、松林議員、梨本議員、横井議員。

発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願ひます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、お手元の資料のうち、ファイルにとじてある資料は委員会終了後に回収させていただきますので、ご承知おき願ひます。

では、初めに、議第33号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第33号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を実施いたしました。令和3年度の改正では、令和2年2月1日から令和4年3月31日までが対象となっております。このことから、今回の改正では、令和4年度につきまして継続するための改正でございます。

それでは、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。5ページをお開きください。附則第6項、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免でございます。附則第6項の、対象となる保険料の納期限の終わりを、令和4年3月31日から令和5年3月31日に改めることで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などにおける保険料の減免を、令和4年度につきましても継続するものでございます。施行期日につきましては、公布の日で、本年4月1日からの適用としております。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号、工事請負契約の締結について（新庄スポーツセンター耐震改修及び屋根改修工事）を議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いいたします。

議第35号、工事請負契約の締結についてでございます。本案につきましては、新庄スポーツセンター耐震改修及び屋根改修工事の請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、令和2年度に執行いたしました耐震診断業務におきまして、耐震性の不足が指摘されていること、また、老朽化により、大雨時に建物内部へ雨水の流入も確認されていることから、耐震補強と屋根の改修を行います。併せまして、建物北側の臥梁補強の際にトイレ及び更衣室の壁の改修が必要となりまして、それに伴い、トイレ及び更衣室の設備も新しくいたします。また、雨水の流入により劣化が見られるアリーナ壁部分の張替え、床の既設のフローリングを、サンダーがけをいたし、その後ラインを引き、ポリウレタン塗装を3回する予定としております。工事の発注につきましては、本年5月23日に一般競争入札を実施した結果、12者が応札し、藤本建設株式会社が落札いたしましたので、契約金額1億5,572万7,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

奥本委員長 資料は、お手元に配っている入札結果公表書になりますので、これをご参照の上、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。この前、僕、一般質問で、大きい工事、これも見てもらった分かる、大和郡山市の企業なんですけど、葛城市内の下請業者に振れるようにしていただきた

いと一般質問させていただいたんですけども、その後、1回目の大きい工事だと思うんですけども、そういった動き、やっていただいているのか。関係ないかもわからないですけども、せっかくこの前やらせてもらったので、お答え願います。

奥本委員長 体育振興課、吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。よろしく願います。

ただいまの杉本委員のご質問ですが、下請業者のことについてでございます。この契約議案が議決後、本契約となりまして、また、打合せを行って、工事のほうを進めてまいりたいと思います。その中で、下請等の確認も行いながら進めてまいりたいと思います。よろしく願います。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 どういう意味ですか。それは、打合せを踏まえてというのがあんまり分からないんですけども。どういう意味ですか。もう一回。打合せを踏まえてって、どういう意味ですか。要するに、この仕事を受けていただいた業者、ほかのやつも、今回3つぐらい出てるんですけど、前に一般質問したのは、前の磐城小学校附属幼稚園とかでも、工事を頼んでも、葛城市内の下請業者、1者とか2者とか、90何者あるうちの1者か2者しか使ってなかったじゃないですか。使ってなかったんです。じゃなくて、下請業者というのは葛城市内にもいっぱいおられるので、そちらに仕事を振れるように、市内業者優先のお願いとか、他市とか、そういう動きがあったじゃないですか、あるじゃないですかと、僕、この前、一般質問させていただいたんです。その後、打合せとかではなくて、そういうお願いみたいなのはつけていただいているんですかという話です。聞きたいのが。

奥本委員長 杉本委員、契約は市と請負の会社がやるわけなんですけども、請け負った会社が、自分ところの裁量で工事の手配とかされると思うんです。ですから、答弁が難しいかなと思う範囲なんですけども、どの程度までを答弁要求されますか。おっしゃってることは分かるんですけども。

副市長、よかったら、大まかな流れでも言っていただけますか。

杉本委員。

杉本委員 簡単に言うと、この前、僕が一般質問やった後、そういうふうには、市内業者を優先してくださいみたいなお願いというのをつけてくれるようになったんです。なったんですけど、これを適用されてるかどうかは分からないという状態なんですけど、今回、僕がそれやっていただいたことを言いたいのではなくて、それを、仕事を受けた業者に渡すだけではなくて、葛城市内の下請業者にもアナウンスしやなあかんのじゃないの、その方法はどうするんですかと聞きたいんですけど、聞く場所がここしかなかったの、答えられないんやったら、また後で個人的にも聞くんですけど、基本的にはそれが言いたいんです。それやっていただいたのはありがたいんです。でも、市内業者優先、分かりましたと、今のこの業者が受けたとしても、葛城市内の業者がそれを分かってなかったら、営業も何も行けないわけじゃないですか。そこのアナウンスをこれからどうしていきましよう、僕は今回問いかけたんですけど、答えられないのやったら、後でもいいです。

奥本委員長 今現状、体育振興課のほうで先ほど答弁を求めたんですけども、この原課では難しいかなという感じなんです。

副市長、お願いします。

溝尾副市長 市内にも、そういうのを伝えるように少し考えさせていただきます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そこなんですよね。紙をつけました、だけではなくて、市内の業者を活性化させるには、葛城市の方向はこういうふうにしました。市内業者もしっかり営業行ってくださいね、という動きをこれからもつけてくださいと言いたかっただけです。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

西井委員。

西井委員 これ、合併前の施設ということで、合併後も、陰では議会の中でも指定管理してるよって、また、屋根とか老朽化してて、1億5,000万円と。現実には、指定管理してて、コナミが指定管理やと思うけど……。

(「違う」の声あり)

西井委員 新庄スポーツセンター違うの。そしたら、今、杉本委員言わはったように、いろんな工事出てくるけど、當麻庁舎のこぼちも出てくるけど、一括に混ぜていろんな工事をするのではなくて、やはり地元同業者いうので、もっと細かく、地元業者育成のためにも、仕事の割当てをするような入札方法も考えてもらわんな、逆に、今、いろんな地元業者が、市の仕事が少ないねと。工事費とか結構金を使ってる割に、地元業者に仕事が少ないと。地元業者を育成するという中で、やり方としては、公金の使い方やから難しい面はあると思うねんけど、ただ、入札でも細かく分けたら、業者のランクごとに入札できる権利を与えるということで仕事を割れるけど、一括にやってしまうと、結局、下請ができる仕事を分けるようにしたら、市内の業者が仕事増えるねんけど、何かにつけて一括でこういう形になったら、実際できる仕事自体を、市内の業者に仕事が行かないということ、もうちょっとその辺考えた中で入札してもらわなければ、やはり市内業者、もし、これ、入札の制度で、このとおりやから、しゃあないねんとおっしゃる。これは理屈は分かる。しかしながら、この業者が災害あったら、葛城市のために協力してくれるのかと。こういうことは、口頭で言うより、腹の中で持ちながら工事を発注するのが当然やと思いますねんけど、その辺でいったら、どのように思われてるかどうか、返答をお願いします。

奥本委員長 西井委員、この辺りになってくると総務建設常任委員会の領域にも入ってくるので、これは、あくまで、今現状は、スポーツセンターの……。

西井委員 ただ、これ認めるとしたら分かるやん。ここで認めるとしたら、今後も含めて、こういう話が出てきたら、考え方としては示してもらわなかったら、認めにくいと。

奥本委員長 では、大まかな考え方としてご答弁いただけるのであれば、その辺お願いできますか。

副市長、お願いします。

溝尾副市長 ありがとうございます。一括発注にするのか、分割発注にするのかと、いろんな考え方

あると思います。分割発注にするメリットとしては、いろんな業者に取っていただく機会が増える。一括発注にするメリットとしては、一括発注にしますので、共通経費とかが省かれますので、安くなる可能性が非常に高いというのがあります。ですので、どの場合にどういう方法を取るのか。分割発注にすると、一方が取れなくなると工期が遅れるというデメリットなどもありますので、全てが一括発注にするかどうかも別ですけれども、その事案ごとに、一括発注がいいのか、それとも、取れる可能性もあるだろう、金額的にもそんなに高くないだろうということで、分割発注で市内業者の育成を図っていくなど、いろいろな考え方を検討しながら、その場、その場で検討していきたいと思います。

奥本委員長 事案ごとに最適な方法を検討していただいているということですね。

西井委員。

西井委員 できるだけ、確かに、今、副市長が言わはったとおり、一括で業者に発注したら、その下請も含めて、いろんな下請に、親会社が、いつからどないしてくれ、理屈で早く仕事ができるというのは分かるけれど、ただ、このような発注の仕方がいろんなところで多々見られるから、地元業者が全然仕事がないに近いような状況、これがほんまにええんかというのが、これ、当委員会ではなく、市として、将来的に、こういう業者の育成というのは考えてもらわなあかんということで、委員長がおっしゃるとおり、細かい話は総務建設常任委員会の話ですけど、ただ、そういうことも含めて、一言そういうことも検討したなら、発注するように努力してもらいたいということで申し上げてるわけでございますので、もう結構です。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 幾つか質問させていただきます。まず最初の、入札契約に関係することについては、やはり今日も総務建設常任会の委員長も来ておられますので、地元の方々への経済の問題、地元発注、下請も含めて、これは何らかの形でしっかり議会でも議論していく必要があるんだろうなと思って、聞かせていただきました。また、両常任委員会が協力して、この問題を深めていけたらと思っております。

それから、新庄スポーツセンター耐震改修工事についてですけれども、屋根とか耐震改修だけではなくて、雨水等で傷んだところの壁面とかトイレ、あるいは更衣室の改修もされるということで、利便性が高まるものだと思います。この間、阿古市長におかれましては、合併した当初の様々な施設、これは市民の方が大変よく利用されてるということで、基本的に長寿命化をして残していこうということでやっておられます。これは市民の方に大変歓迎されてると思います。新庄スポーツセンターも大変老朽化しておりますけれども、大変地元の方もよく使っていただいたりしておりますので、今回、多額な費用はかかりますけれども、これについては、ぜひ進めていっていただけたらと思うんですが、1つ、要望ということになるかと思うんですが、床面のラインが非常に傷んで、そしてテープを貼って、剥がしたり、それをまた貼ったりということで、非常に危険だということを伺っております。使う上で足が引っかかるとか。したがって、今回ラインについては、サンダーをかけて、引いていただくということなんですけれども、これは、いろんな競技団体のラインがあろうかと思えます。

バレーボール、バドミントン等、そこら辺のことの調整とか、そういうのはどのようにされるのか。業者のほうで一般的なものを使われるのかどうか。あるいは競技団体等、今使われている利用者の方とか、そういう方々の意見も聞いて、使いやすいようにしていただきたいと思うんですけども、そのあたりは設計等どうなってるか、お伺いします。

奥本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 体育振興課、吉田です。

ただいまの谷原委員のご質問ですが、体育館床の既設のフローリングをサンダーがけしてきれいにした後ということで、ラインを引き直して、ポリウレタン塗装を3回する予定です。ラインを引き直す前には、改修前のラインの位置でいいかどうか、利用者に確認をしてということで、今もその問合せ等をしている状況でございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。利用者にとって利便性のいいように、丁寧な対応をしていただきますようよろしくお願いします。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 このスポーツセンターは、昔はプールがあったりして、今もプールはあるんですか。昔、私も子どもをプールに連れて行ったりしたことがあるんですけども、指定避難所に指定されてるということで、耐震、屋根の工事、古くなったから工事するというのは結構なことだと私は思いますけれども、昔はバレーボールしたはったりとか、よく見たんですけども、ここ最近のスポーツセンターの利用状況というのは、どのように、皆さん利用されてるのでしょうか。あまり印象を受けないんですけども、これ、分かりますでしょうか。

奥本委員長 坂本委員、これ、本論の趣旨とは離れる質問なんですけども、一応、答えられますか。現状、工事請負契約の締結に絡むようなところから、次の質問に入っていけますか。答えられるのやったら教えてください。もし、あれやったら、また個人的に聞いていただくということで、進めてもよろしいですか。体育振興課、よろしいですか。個人的に委員の質問だということで、また報告だけしておいてください。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 次、内容に入らせてもらって、先ほどいろいろお話聞いてて、副委員長もおっしゃって、何か、事業目的と違うことも入ってるんです。更衣室がどうかという話もあったと思う。結局、これ、全部で何されんのかと、もう一回説明してもらっていいですか。

もう一つが、それ何でそう思うかと、今、坂本委員もおっしゃったけど、僕、昔、プールの更衣室が汚すぎるぞという話を何回か言われたことがあるんです。今回はその辺もやられるのかというのを聞きたいと。もうちょっと工事全体の詳細、何をされるのか。これ、書いてあるのやったら、雨漏りとどうのこうのだけやのに、今聞いたら、何か結構いろんなことやるのと違うのという感じなので、1回それは言うてもらわないと。お願いします。

奥本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、主な改修内容につきましてですが、新庄スポーツセンター体育館の耐震補強及び屋根改修工事となっておりますが、耐震補強では、天井部分については水平ブレース補強及び方杖補強を行います。鉄骨部分については、壁ブレース補強を行い、鉄骨コンクリート造部分については、建物北側の補強コンクリート臥梁幅が不足しているため、臥梁補強を行い、コンクリートブロック壁脚部についても、接着系アンカーにより補強を行います。その際に、トイレ及び更衣室の壁の改修が必要になりまして、それに伴いまして、先ほども説明ありましたが、トイレ及び更衣室の設備を更新する予定にしております。また、雨水の流入により劣化が見られるアリーナ壁部分の張替え、床のサンダーがけ及びライン引きを行いますので、アリーナ内についても、現状よりきれいな状態になる予定です。そして、暗幕カーテンについては、連動暗幕装置を取替え更新し、バスケットゴールについては、取り外して、再取付けをする予定にしております。屋根の改修につきましては、カバー工法により、既設屋根の上にガルバリウム鋼板製の屋根を設置いたします。その際に、谷樋の付託設備についても更新を行う予定にしております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 更衣室は、僕、あまり分からないんですけど、これは、プールの更衣室のことも入ってるんですか。きれいになるんですか。

奥本委員長 吉田課長。

吉田体育振興課長 プールと体育館、隣接しておりまして、更衣室のほうが共通になっておりますので、更新予定になっております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。途中から専門用語が出てきて分からなかったです。坂本委員、先ほどの利用状況にも絡むと思うんですけど、これだけやっていただいて、特にプールは、僕、せっかくあるんだけど、更衣室が汚過ぎて行く気にならんという声を、昔、結構聞いてたんです。ただ、それはと思いながら、でも、今回やっていただくということで、これを皆さんにもっと、プールの更衣室がきれいになりましたとアナウンスしてもらって、利用状況の増加というか、もっと皆さんに使ってもらえるようにしていただけたらいいと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第36号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄中学校南東部擁壁改修工事）を議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いたします。

議第36号、工事請負契約の締結についてでございます。本案につきましては、葛城市立新庄中学校南東部擁壁改修工事の請負契約の締結についてでございます。本工事につきましては、老朽化した箇所を改修工事をしようとするものでございます。本年5月23日に一般競争入札を実施した結果、8者が応札し、株式会社田原建設が落札いたしましたので、契約金額1億4,966万6,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。この後、担当より、添付資料に基づきまして説明をさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

奥本委員長 教育総務課、村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。お配りしている資料の3ページ目をご覧くださいと思います。こちらに工事概要をお示ししております。事業目的といたしましては、新庄中学校の南東部の擁壁について、高さがあり、クラックが見られるなど将来的な安全性に不安が生じており、生徒にとって安心・安全な環境を整えるとともに、災害時には避難所となる屋内運動場への動線を確保するため改修を行うものでございます。3ページ目にA3横の配置図を用意してございます。資料の右上部分に、工事の対象範囲をお示ししております。その範囲の既存擁壁を撤去いたしまして、L型、U型のコンクリート擁壁に改修するものでございます。対象範囲内で網目状のもので表示をしておるものが、間知ブロックという既存ブロック積みの部分となっております。

次のページに、工事箇所の写真を添付させていただいております。左上が東側側面からの写真でございます。先ほど申し上げましたブロック積みのもことになります。右上の写真が、運動場側から見た、撤去、改修するコンクリート擁壁になってございます。下の写真では、下側から見たスロープ、擁壁上の門扉、防球ネット、電灯等が表示されておりますが、こちらにも附帯工事として改修させていただく予定でございます。

私からは以上でございます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ、どうなるんですか。改修と言われても。これが、ブロック積みはどんなイメージしたらいいんですか。これがもっと緩やかになったりするんですか。これ全部一旦ずばっと取って、一から組み直すという、そこの、もうちょっと分かりやすい、僕、今の説明で全然分からなかったの、どういうふうに、イメージ、どんな感じになるのかというのが1つと、事業期間が来年の3月27日までとなってるんですけども、もちろん、これ、夏休みとかの工事予定の、何か来年3月まで期間があると言われても、その間に夏休みであったり、休みの期間でももちろんやられるんですか。

この2つ、お願いします。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。杉本委員のご質問でございます。

工事の内容でございますが、こちらにつきましては、今申し上げましたが、既存の擁壁を全部撤去いたしまして、また新たに、今はブロック積みなんですけども、新たにコンクリート擁壁、L型、U字型に立ち上げる形で、全く新しい擁壁に改修するという内容でございます。

工事期間なんですけども、3月27日まで取らせていただいております。申し上げたように、撤去して新たに擁壁を造り直すという工事になりますので、やはり工事期間、必要になります。もちろん、夏休み期間も集中的に工事もすることになると思うんですけど、やはり、工事期間はそこまでいただくという形になろうかと思ひます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 工事期間に関しては、長くてもいいんですけど、学校のことなので、昨日の當麻庁舎の解体でも思ったんですけども、がっしやんがっしやん鳴ったりする時期は、授業中は避けていただきたいんです。ほかの細かい用事とかするのやったら、別にこの工事期間でいいんですけど、あと、通学路の安全ですよね。その辺も踏まえたら、やっぱり休みの間に集中してやっていただきたいと思ひます。

あと、新しく建てはるということなんですけど、東側の壁が新しくなったら、何か面白いアイデアで、絵とか、蓮花ちゃんを描くとか、せっかくやるのやったら、ここ、結構目立つので、僕、前から、ここ、何か描いたらええ、新庄の何か、中学校とか描いてもいいですし、その辺また何かいいアイデアがあったら、よろしくお願ひしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 この工事の範囲の中に門扉というのが入っております。つまり、門扉も新しく替えら

れるということでしょうか。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。谷原委員のご質問でございます。

門扉についても、改修させていただきまして、新しいものに取り替えるという形で予定させていただきます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 門扉なんですけれども、これは、昔の学校は、大体門扉を開け放してましたけれども、大阪教育大学附属池田小学校の事件以来、全ての小・中学校、高校もそうですけど、全部閉めております。来客があるたびに開けるということなんですけど、私の知ってるところの多くは、これは大阪市内ですけれども、電動ロックで、事務室から、ここを見ていただいたら分かるように、門扉の横にはインターホンがついてますよね。インターホンで連絡して、来客を知らせて、しばらく待って、かなり学校は広いですから、その間待って、職員が開けられて、また戻って、また確認すると。学校職員の方々、大変忙しい中で、そういうふうには、電動でもロック、開け閉めやるというふうなこともあるので、そういうところも、予算上は難しいかもわかりませんが、こういうものが出ましたので、市内小・中学校におきましても、改修のときに、そういうふうに変えていくというのは大事なと思いますので、また、今回はどうか分かりませんが、できたら、そういうことが可能であれば、また検討していただきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 今、副委員長から指摘ありましたけども、門扉のオートロックに関して、どうかと、そこだけはっきり答弁を、現状ではどう考えているかというのをお願いできますか。

村田課長。

村田教育総務課長 谷原委員のご質問と、委員長のご質問ですが、門扉については、今、電動ロックというのは予定しておりません。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この中学校は、私が中学生時代にもう既に出来上がった学校ですから、老朽化もあって、今回工事をしていただくということは、非常にありがたいわけです。確認という意味合いで、入札の話で、確認ということだけさせてもらいたいと思います。工事をする範囲という図をつけていただきましたので、よく分かりやすいんですけども、平面図と、それと写真等をつけていただいています。南からの門の坂のところ、あそこを中心に工事をされるということですけども、この平面図を見ると、運動場の南側にもずっとつながって擁壁があるわけですね。だから、川があって、道があって、運動場に回った擁壁がある。これを見る限りは、擁壁があるという図面になってるんですけども、南側の道路側からの擁壁は工事をしないということで理解していいんですよね。門のところだけですね。それをしないのは、逆

に言うと、続いているのに大丈夫なのかという疑問もあるので、そこも含めて、ここに限定したということをご答弁いただけたらありがたいんですけど、擁壁は続いているわけですね。そこで、南側はしないんだということの、そこは大丈夫だったということでしょうけども、そこを確認しておきたいのと、この間、教育委員会でもちらっとこの話をしてましたけども、門ということになると、学生が使えなくなってしまうので、今度入るのが、中学校のどちらが正門なのか、私も分かりにくいんですけど、この門を使わないと、北側の門から全員入っていただくと。それに対する対策とかというの、これも確認という意味でさせておいていただけたらありがたいです。

以上でございます。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。藤井本委員のご質問でございます。

擁壁の改修部分でございますが、今、委員おっしゃられてるのは、運動場の一番南の部分になろうかと思えますけども、そちらの部分については、今回、影響範囲には入っていないということで、そのまま工事はしないという形になっております。

あと、南門が使えないということによる影響なんですけども、こちらを通学に使っている生徒は、全体の約1割から2割ということで聞いております。そちらの生徒については、当然北門から入っていただくという形になろうかと思うんですけども、以前にも、そういう形で南門を閉めたということもあるんですけども、特にそのときも影響なかったということで聞いておりますので、今回も大丈夫かなというふうには考えております。

以上でございます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 門を閉めて、1割から2割しか、ここを使われないということやね。だから、残り8割は北から入っておられる。自転車置場も向こうにありますから、その辺は理解したいと思います。今の表現だけをもう一度確認しておきたいのは、運動場側の南側の擁壁です。今回はこれ入っていないということです。今回入っていないということは、第2回目ですというふうにも捉えられるし、いや、ここはその予定はないんだということも、大丈夫やねんということなのか、今回は入っていないというご説明をいただきましたので、そこだけ再確認して終わりたいと思います。

奥本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 村田でございます。

先ほどのご質問ですが、今、緊急性のあるところ、今申し上げたように、クラックが入っていたりとか、対応する必要があるところということで、今、工事のほうをかけさせていただいています。その部分については、今そこまでの緊急性がないということで、工事はしないという形になっております。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第38号、財産の取得についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。

議第38号、財産の取得についてでございます。本案につきましては、学校情報化推進事業におきまして、小学校五、六年生及び中学校全学年の普通教室に大型提示装置、書画カメラ等を取得しようとするものでございます。本年5月17日に一般競争入札を実施した結果、2者が応札し、日本電通株式会社奈良支店が落札しましたので、契約金額2,497万3,300円で物品売買契約を締結しようとするものでございます。この後、資料に基づき、担当より説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

奥本委員長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから詳細を説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、2枚目、物品売買契約書の写しをつけてございます。契約条項の第2条の中に、(3)納入期限ですが、令和4年8月24日とさせていただきます。こちらは、夏休み中に物を納品していただき、なおかつ、研修も終了するという予定でございます。

2枚めくっていただきまして、契約書の後ろのほうになります。第16条というところがございます。3枚目の裏になります。そちらには、条項の中には、この契約は仮契約として、市議会の議決があったときに本契約を締結したものとするというふうの規定させていただきます。

それでは、次のページ、右上に別紙と書かれている資料をご覧ください。契約書の第2条の(1)で、品名、規格、数量については別紙の仕様書によることとしておりまして、こちらが別紙仕様書になります。上のほうには、調達物品仕様書ということで、調達物品と数量を記載しております。まず、品目の1番は、75インチの大型提示装置、電子黒板及びスタンド、

こちらを58セット。それから品目の2番ですが、書画カメラ58台。それから、品目3番から5番目は接続ケーブルになります。これを58セットということです。下の表は、納入場所と数量を記載しております、小学校は5年生、6年生、それから、普通教室、それから中学校は全学年の普通教室に1セットずつ配備するというようになっております。

次のページ以降なんですが、電子黒板について簡単にご説明させていただきます。今回導入する電子黒板の特徴を書いております。電源を入れるだけですぐに使えまして、明るい場所でも見やすいなどの特徴がございます。裏面をご覧ください。画面サイズ、先ほど言いました、75インチ、具体的には、横幅が約1メートル65センチ、縦が93センチ、それから、保護ガラスの厚みが4ミリメートルとなっております。

それでは、次のページをご覧ください。電子黒板の簡易マニュアルというのをつけさせていただいております。こちらには簡単な使い方を書いておるんですけども、使い方としては、電源を入れていただいて、どこからの入力で画面を表示するかというのを選択するだけで利用できるようになっておるということです。例えば、USBメモリに保存されている画像を映し出したり、あるいはカメラの画像を映し出したり、それから、先生のタブレット画面をワイヤレスで表示することができます。また、電子黒板なので、文字や画像を表示するだけではなくて、画像の上から手書きの文字、あるいは線を入力することもできますので、例えば、問題を画面に表示して、児童・生徒が答えをペンで書き込むということもできるようになっております。

それでは、次の横書きの資料をご覧ください。こちらが書画カメラの説明となっております。書画カメラは、パソコンに接続して、画面を取り込むだけではなくて、今回の電子黒板に直接接続することが可能となっております。裏面をご覧ください。こちら、右のほうに、こんな使い方ということでサンプルが出ておりますが、書画カメラと電子黒板の組合せによりまして、小さなものを大きく表示することができます。例えば、書写、書道の時間に先生が手本を書いたのを大きく映し出したり、あるいは家庭科で縫い方を大きく映し出したり、あとは、美術で絵を描いて見せたりということも大きく表示することが可能です。また、マイクも搭載しておりますので、音声付きの動画を撮影しまして、オンライン授業の配信教材を作ることも可能です。

以上、簡単ではございますが、電子黒板と書画カメラの説明とさせていただきます。

先ほども言いましたが、8月24日までに機器の納品と操作研修を実施いたしまして、2学期から運用を開始いたします。また、2学期中には、学校での授業の光景をご覧いただけるよう調整させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願いします。まず1個目が、壊れたときとか、例えば、子どもたちが、どういふところに置くのか、見てないから分からないですけど、遊んで、がしゃっと、液晶なん

かは結構割れやすい。何か膜を貼るみたいなのを言わはったけども、壊れたとき、電気屋で買っても5年保証とかついてる世の中ですから、これは、壊れたときとか、使えなくなったときはどうされるのかが1つ。

もう一つが、75インチとまあまあ大きいので、重量が96キログラムとなってるんです。スタンドを見たら、一番最後のページ、スタンド、これにつけるんですよ。この途中に授業の風景、まあまあ前で子どもが手を挙げてるんですけど、これ、地震とか起きたときに、絶対こけへん仕組みなのかとかいうか、そういうところです。このスタンドでちゃんと耐えられる、耐えられるから選んでると思うんですけども、そういうところの配慮とかいうか、入れることに関しては全然問題ないですけども、事故とか故障とかあったときの対応のことについてお願いします。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 今現在メーカー保証の期間中なので、まずはその期間中で対応するという形になっております。それ以降は、保守契約を結ぶ、あるいは予備機を導入するという事で現在検討中でございます。

それと、脚の件なんですけども、基本的には、今も既にプラズマディスプレイを使ってまして、同じような脚になっておるんですけども、仕様の的には倒れないというふうに確認をしております。ただ、足を引っかけたりするので、その工夫は今も同じようにやっているということで、引き続き、同じ工夫が必要かなと思っております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 安全性に関しては、もちろん考えていただいていると思うんですけど、大きい地震とか来るという想定も一応入れて、ほんまに大丈夫なのかというのを再度確認していただきたいと思えます。メーカー保証については、それはどこに書いてるんですか。何年とか、どういう縛りとかというのは、また別紙なんですか。書いてあるんですか。僕、早過ぎて、あんまり分からなかったんですけど、どこに書いてあるんですか。何条とか言うてもうたら、そこを読みます。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 メーカー保証の件なんですけども、入札の仕様書に入っております、1年間の保証をすることということで、そもそも、業者の選定の際の入札には入っておるんですけども、契約には入っておらない状態です。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私、電子黒板、葛城市と包括協定をしてる岡山県の新庄村と話をしたときに、うちは早く電子黒板を入れてるねんという話をされてて、うちはまだですわとかいうことで、入ったというのは非常にうれしく思うんですけど、契約そのもののことは置いておいて、私も内容を知りたいんですけど、これは教育の場である、教育長にお答えいただきたいんですけども、こ

これは、今まで使ってる黒板の補助的なものとして使うのか。いや、今までの概念は捨ててください。黒板は使いませんねんと、これでいくという、これのみというか、これを主にいくのか。我々の時代だと、黒板があって、あれ、オーバーヘッドいうたかな。何か、そういうのを映し出してやるようなものが、古い時代の話ですけど、昭和の時代の話をして申し訳ないけど、あったけども、これ自体、主として、これに変更すると、黒板自体を変更するというものか、補助的なもので使うのかというところら辺、知っておきたい。確認しておきたいと思います。

以上です。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 おはようございます。

ただいまの藤井本委員のご質問ですけれども、電子黒板については、基本的には、私自身としては、できる限り活用して、電子黒板を入れるということは、子どもたちにも分かりやすく、また、興味も高めるような授業の工夫ができるということで、大歓迎しているところでございますけれども、ただ、黒板を使つての授業というのも、例えば小学校の、実際に黒板に書きながら授業を進めていくということも大事にしたいというふうに思っていますので、あくまでも併用しながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 先ほどの杉本委員の問題意識と重なるんですけど、地震の場合の対応なんです。これも90キログラムを超えるということなので、大変重たいと。私は米を作ってるので、30キログラムの袋を持って、昔やったら60キログラムと。それにプラス30キログラムという、これは相当やなと、倒れてきたときに。地震で倒れないと。下はキャスターもついてるんですが、よく冷蔵庫なんかでも、最近言われるのは、横揺れでキャスターがだーっと動くというふうなことも考えられますよね。そうすると、授業中、前にいる生徒のところへ90キログラムが迫ってくるということになるので、倒れないとしても、いろんな問題が出てくるのかなという不安を感じるんです。あまり重たいので。そこら辺を、メーカーとも含めて、対応というのはどんなものなのか。例えば、キャスターがついてるから、実際には固定しますと。固定した場合、揺れたら倒れないかというのもあるし、固定しなかったら、キャスターの場合、揺れた場合、どういう動き方するのかというのもあるので、そこら辺、どういうふうな検討がされてるのか、お聞きしたいんです。なければ、メーカーが一番、こういう点ではちゃんとされてると思うので、そこら辺の使い方です。キャスターがあることによる使い方も出てくると思うんですけども、そこら辺の点はどうなのでしょう。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 実は、平成21年に導入したディスプレイのときも、キャスターが動くかもしれないということで、アンカーフック、ワイヤーケーブルでとめたことがあるんです。今回はその必要はないというふうには聞いてるんですけども、もう一回、業者と協議させていただい

て、必要であれば、授業においてはアンカーでとめるとかという工夫はさせていただきたいと考えております。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

柴田委員。

柴田委員 1点だけ、質問させてください。もちろん中心に使われる方は先生だと思いうんだけれども、もう既にGIGAスクールでいろんな機材が入ってきて、いっぱいいっぱいの先生方もいらっしゃると思いうんですけど、そこにプラス、この電子黒板で、それを活用するとなると、やっぱり入ったからには目いっぱい活用したいという気持ちはおありになると思いうんだけれども、先生のITの知識のレベルによっては、物すごく苦勞される方もいらっしゃると思いうんだけれども、研修があるとはいえ、その後、使い出してからの、メーカーとか、購入された会社からの、そういったサポートみたいなもの、使うときのサポートというのはいただけるのでしょうか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 基本的には、メーカーのほうは、導入時に説明はされるんですけども、導入後につきましては、教員同士のサポートもあるんですけども、私どもとしては、ICT支援員というのを設けております。その支援員を中心にフォローしていくということで考えております。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 何回もすみません。やっぱり気になるんですけど、質量96キログラムで、スタンドの耐える荷重が60キログラムとなっていて、あまり意味が分からない。96キログラムなのに60キログラムやとあかんのと違うのかなというのが1つと、谷原委員もおっしゃるみたいに、メーカーがオーケーと言われても、メーカーはオーケーと言うでしょうと、僕は思ってしまうんです。これ無理ですなと、メーカーは言うわけないと思いうんです。どこに置かはるか分からないですけども、スタンドと壁をかちゃんかちゃんとなつなげておくだけでいいような気がするんです。それで安心じゃないですか。一々僕らも言わんでいいし、かちゃんかちゃんとなつなげます。移動するときはこれを外して、がらがらとやって、かちゃんかちゃんここで置きますみたいな、ワイヤーをつけておくとか、やった方がいいような気がするんですけど、その辺、お願いできますか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 検討させてください。即答はできないです。

杉本委員 数字だけ教えてください。

板橋教育部理事 一応、仕様の段階では、耐えられるというふうに聞いておるんですけども、そこ

も調べさせてください。

奥本委員長 今の回答なんですけども、よろしいですか。板橋理事、お示しいただいてる仕様書の耐荷重が、スタンドは60キログラムと書いてるんです。それに対して、本体の仕様書でいくと96.6キログラムと。普通に考えたら、こんなん絶対耐えられないということになりますので、確認する以前に、この仕様書で何でオーケーになったかというところ、そこをもう一度ご答弁お願いします。

杉本委員。

杉本委員 簡単に、60キログラム耐えられるスタンドに90キログラムを載せるのはおかしいんじゃないかと僕は聞いたんですけど、これ、今調べていただいて、また後日というわけにいかないと思う。僕、これを買うということの議決になると思うんです。ここはしっかりと答えていただかないと、だって、耐えられませんというてる表記のやつを買っちゃうというのに賛成できないと思うんです。ここしっかりと確認取れないと、僕は賛同できないかなとは思っております。

奥本委員長 暫時休憩します。再会時間は追って連絡します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時45分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、今現状、電子黒板の仕様書に書いてある本体の重さと、台、脚の耐荷重というところの数字に対して疑義が生じておりまして、それを調べていただきました。これにつきまして回答をお願いします。

板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいいたします。

先ほどのご質問で、このカタログの中に質量（本体）96.6キログラムと書いておりますが、このカタログの、メーカーが標準としている台とディスプレイ込みの重さでございました。実際には、ディスプレイだけだと57.1キログラムになっております。今回この台が前に出っ張ってるということで、棚が出っ張ってるということで、我々は、この台を使わずに、後ろのほうについております可動式スタンド、耐荷重が60キログラム、質量が24キログラムのものをつけさせていただくという形にさせていただいております。

以上です。

奥本委員長 本体の仕様書のところにある重量、質量というところは、台、脚を含めた重量だったということですね。

杉本委員。

杉本委員 このカタログが間違ってるということですよ。だって、品番でいったら、これ、ワンセットということですか。これが間違ってるというか、ややこしいということやね。だって、品番はこのパネルの品番でしょう。裏の品番はこれでしょうという話で、だって、質量（本体）と書いてあるからね。分かりました。それはそれで、これが誤解やったということではないんですけど、どっち向いても100キログラム近くありますという話で、脚と合計したら100

キログラム超えちゃうやんと思って、今は質問させてもらったんです。これ合計で96. 何ぼという話なんですけども、副委員長もおっしゃりたいに、やっぱり大きい地震のときに、どのぐらいの地震が来るか分からんというご時世になってきてるので、葛城市独自でもいいので、安全対策として、壁につなげるだけでも全然違うと思うんです。100キログラムは、傾いたらもう止められへんと思います。1回加速したら、大人ぐらいでは止められへんと思うんです。そういう意味でも、せっかく入れて、入れやなよかったみたいにならへんようにも、安全対策をよろしく願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 今、先ほど板橋理事のご回答でいったら、本体ディスプレイのみで57.1キログラムだったということで、脚と合わせると約80キログラムです。現状、十分耐えられるということで、ただ、地震のときは懸念が残ることなので、その辺り、今後、事故が起こらないようにだけ、予防的な措置も含めて、運用時に気をつけていただくということでよろしく願いします。

ほかにないでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第38号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。学校給食については、今年3月までの話の中で調査案件でありましたけども、何が問題になっているか。これまでの委員会の中で、学校ですが、給食費の徴収というところに焦点を当ててみると、残念ながら、未納という、給食費を納めていただけないところの数が浮かび上がってまいりました。本来、学校給食法という法律では、給食費の食材の部分は保護者負担というのが明記されておまして、今現状、コロナで葛城市もその辺の補助を市独自で上乘せしてやってるわけなんですけども、そもそものところは、やはり保護者負担というのが法律で決まっております。その部分で、過去に給食費を滞納されてる方があるということで、これを調査いたしましたら、

市内の各学校ではばらつきがあることが分かりました。全く未納がないところ、あるいは未納が何件か積み重なっているところ。まず、それがなぜなのか。逆に言うと、なぜ、未納のない学校があるのか。ないのが当然なんですけども、どこをどうやってうまくされてるのかというのが1つ疑問点とありました。

それと、もう既に各学校を卒業されて、未納のお金が積み残ってしまっているところ、回収に至ってないところが、かなりの数がありました。そこに対して、現状では、公金ではありませんので、不納欠損という処理ができずに、ずっと積み残ってしまってる状況なんです。この積み残ってるやつをどうするかと。大きくはこの2点が、学校給食に関する給食費の問題ということで、この委員会の調査として考えていくという形になっております。それを踏まえまして、新年度に入りましたけども、本件につきまして理事者より報告を願いたいと思います。

板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に1枚配付させていただいた資料をご説明申し上げます。前回、協議会のほうで説明させていただいた資料には、令和3年度は入っていなかったと思います。今回、5月末で会計が閉まりましたので、令和3年度を入れさせていただいております。ただ、金額がたくさん残ってるなという印象はあるんですけども、前年度もそうなんですけど、33万1,700円残ってるうちの約20万円ぐらいが令和4年度中に入ってくると。令和2年度におきましては、令和3年度中に20万円ぐらい入ってるので、大体同じぐらいの感じかなと考えております。

奥本委員長がおっしゃったように、各学校で、この表の下のように、新庄小学校、新庄小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園、忍海小学校附属幼稚園、當麻小学校附属幼稚園の過年度分はありませんということなんですけども、各学校にどのようなことをされてますかというふうに聞かせていただいたんですが、実のところ、特に、例えば新庄小学校は特別なことをされてるというのではないようです。ですので、言い方は悪いですけど、たまたまそういう家庭といいますか、支払いをしていただけないような家庭がその学校にいたというふうなことでは解釈はしております。実際には、令和2年度までに100人ほどの子どもの未納があるんですけども、実際のところは、家族でいいますと、22家族になっております。令和2年度までです。

未納者への督促状況も説明させてください。令和3年度におきましては、6月と9月に、納付誓約を出されてる方に文書を送っております。それから、12月に、在校生で未納の方に学校を通じて文書を配布しております。それから、また、2月に再度、納付誓約を行っている方に文書を送付させていただいて、最終的に、3月の春休みに、在校生の保護者に文書を送付させていただいてるということになっております。また、4月に入りましても、再度、督促をさせていただいておるという状況でございます。

過年度の不納欠損の話をいただいたんですが、今ちょうど、公金化の関係も検討しております。そのめどがつき次第というか、その方向が出次第、また報告させていただけたらと

思ってるんですけども、よろしいでしょうか。

以上です。

奥本委員長 ただいま報告いただきまして、まず、各校の対応状況のところですけども、取り立てて、ゼロの学校と未納が残ってる学校に大きな違いはなかったということでした。それと、件数に関しましては、令和2年度までの100件の未納状況ですけども、世帯でいうと22に絞られるということでした。それと、それ以降の対応というのも、引き続き、誓約も含めて、文書送付をやっていると。あと、過年度の取立ては難しいという、不納欠損の扱いをどうするかということについては、今現在、公金化を考えているということによろしかったですか。以上の説明を踏まえまして、ご意見をお聞きしたいと思います。

何かご質問等ありましたら、お願いします。これも含めて、今後、調査案件に上がって来ますので、まだもう少しこれが聞きたいとかいうところありましたら、お願いします。

杉本委員。

杉本委員 質問とかというよりも、これはアクションを起こしてすぐ反映される問題でもないと思っ
てて、もちろん委員長の計らいで、これ出てきた以上は、担当部署でしっかりやっていただくという意味で、前からいろいろ言わせてもらってたことも踏まえてやっていただけて、時間を見て様子を見なければならない問題かなと。やっていただけてるということで安心は
していますので、引き続き、無理ない程度にお願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 では、給食費の未納に関しては、現在こういう形で進めていただきたいと思います
です。あと、前回の協議会の中で、実際に我々が給食の試食をやりたいという件につきまして
は、その後、検討というか、何かある程度めどは立ちましたでしょうか。

板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。

試食の件なんですけど、1学期は、コロナの関係もあって、例えば中央公民館とかで料理
実習があっても、食べてもらってないという状況の中で、試食いただくというのはなかなか
心苦しい状況でもありますので、2学期を考えております。

以上です。

奥本委員長 分かりました。現状、コロナの状況もまだ見通せない中で、2学期を一応めどにして
ることなので、委員の皆様方、そういう心積もりでお願いしたいと思います。

ほかに、給食に関して。

柴田委員。

柴田委員 今、幾つかの地方自治体では、黙食の緩和というのが出てきてると思うんですけれど、
コロナもちょっとずつは収まっているので、子どもたちも楽しく給食の時間、話しながら食
べたいなというふうに思ってると思うんですけど、これからの見通しというか、黙食の緩和
という点で、どういうふうに考えておられるか、お聞きしたいです。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、柴田委員、ご質問いただいた黙食についてですけれども、新聞紙上等でも、福岡市等でも進められてるといっても聞かせていただいております。現状、奈良県のほうでは、私どもも、都市教育長協議会等でも議論はあるんですが、まだ進めてるところはないというふうに考えています。本市においても、昨日も陽性者も出ているような状況でありますので、この解除といたしますか、緩和といたしますか、これについては少し慎重に考えていきたいというふうには考えています。ただ、子どもたちのほうから考えますと、やはり2年間、黙食が続いていますので、何かのタイミングで緩和していきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 一日も早く、普通に給食が楽しく食べられる日が来るといいと思うんですけど、それもコロナの状況を見ながらということなので、早く収束することを願ってます。ありがとうございました。

奥本委員長 ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 大きな意味での話になるんですけども、日本全国で、食材の値上げというところから、学校給食に大きな影響を与えているというようなテレビ番組特集もこの間ありましたけど、葛城市もそういう意味合いで、材料の値上がり学校給食に何らかの影響というものを与えているのか。その辺の状況を聞いておきたいと思います。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 あしたの予算特別委員会で用意してたんですけども、実は、去年4月と今年4月、去年5月と今年5月で材料費を比較したんですけども、今のところ変わってないんです。いろいろ工夫されてるのもあるし、たまたま、おかずの影響も、組合せの関係もあったとは思いますが、ただ、いろんな材料費を見る限りは、例えば油であったら、一斗缶で2,800円が5,000円になったとかというのはあるんです。業者からも、8月ぐらいには値上がりしますという話が出てるので、よその市町村を聞いてても、4月、5月はあまり大きく上がってはないんですけども、これから上がるのかな、上がるような話は聞いてるよということで、お互い情報は交換してるので、8月、9月は上がってくるのかなと考えております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今のところ、葛城市では上がってない。上がってないというのが、物が一緒に上がってないという意味なのか、いや、材料を落としてるという意味で上がってないという受け取りもできるわけですけど、これだけ、もう一回、市民の方も聞いてはるので、材料を落とさずに上がってないということをはっきり言うておいていただきたいのと、これから上がってくるのが目に見えているというところら辺で、今すぐこれを答えるのは難しいだろうと思えますけど、次回に詳しくその辺を教えてもらったらいいけども、今考えてることがあれば、付

け加えていただきたいと思います。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 特に、この4月、5月で値上がりしたから、例えば1品減らしたとか、材料の質を落としたということはないです。今後もそれはスタンスとしてはあり得ないです。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 だから、今度上がるということの中で、今の表現やったら今の表現で、今後は1品減らしますねんとか、物を落としますねんとか、いや、給食費を上げますねんとか、いろんな対応策があるじゃないですか。それを、正確には次回でいいから、今すぐに答えにくいとは思いますが、方針的に、こういうのを考えてるのがあれば、絶対に今以上の、答えてほしいのは、今以上の質は落とさんといいますというようなことを答えてほしいけども、それは答えるか、答えられないのかも分からないですけども、そういうことを、先に言うたはったように、値上がりはもう目に見えているというところら辺から、葛城市としての方針というものをお聞かせいただけたらということです。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 恐らく材料費のほうは上がっていくとは見込んでおるんですけども、先ほど言いましたように、当然質は下げない。値上がりさせるかということも、仮に、給食費としては上げるけども、負担は抑えると、そのままにするかというのも選択肢としてはあるんですけども、そこは、財政なり、こちらの政策として考えるべきことかなと思いますけども、それ以上は、今後検討させていただきます。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういうのは目に見えてるわけで、市民の方も、それ、どうなるんやろうというのは、私、思っている人もあるかと思います。次回のときで結構ですので、答えを、市長、副市長とも、教育長とも相談して、持ち合わせとさせていただくようにお願いしたいと思います。以上です。

奥本委員長 今後、給食に限らず、食材の値上がり、あるいは調味料とかも含めて、やはり値上げ要因ばかりなんですよね。値下がり要因は今のところ見えてこない。その中であって、学校給食はどうなっていくのかという、誰もが心配することだと思います。参考までに、消費税が8%になったときの対応として、当時、教育長を含めて、PTA、保護者のほうでだいぶ議論がありました。最終的に、値上がりの部分に関しては、給食に限らず、いろんなものが値上がっている。特に、税金のところなので、そこは致し方ないということで、当時、5%から8%への、その分の値上げに関しては、踏み切ったという経緯がございます。ただ、その後、10%になったときに、それをやってなかったんです。ですから、今現状では、非常にかつかつの状態です。ただ、これをずっと続けるのであれば、行政からの補助を入れていくしかないんですよね。そこを、最終、市として、あるいは教育委員会としてどうするか、どう考えていくかということが、今、藤井本委員からのご質問だと思うので、その辺り、今後、葛城市はこういうスタンスでいくというのを明確に、またお話しいただけたらと思いますので、ご用意だけお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、ICT教育に関する諸事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいいたします。

それでは、1枚、A3の縦の資料を配付させていただいてると思いますが、そちらに基づきまして説明させていただきます。こちらの資料なんですけれども、各学校の教職員のICT活用のための支援を行うために作成した、第4回目のICT活用教員アンケートとなっております。この中で、昨年12月に第3回の教員アンケートを実施させていただいて、そのときも提出させていただいてると思いますが、この春の人事異動に基づきまして、小・中学校合わせて20名の他市からの転入の方がいらっしゃいましたので、この5月にアンケートを取ったものでございます。昨年度の12月調査結果から、教員の異動もあるんですけれども、担当している教員、小・中学校合わせて約200名いらっしゃいます。この200名につきまして調査した結果で、ほとんどの項目で「できない」と回答している教員の割合というのは、12月に比べまして減少しているという傾向でございます。特に、ステップ1というところ、グーグルクラスルームを使用してオンラインで課題を提出すること、あるいは教師と児童間でコミュニケーションを取るように指導すること。それから、ステップ2の、ICTを活用する場面を踏まえて単元を構想すること。ロイロノート、ソフトウェアなんですけれども、ロイロノートを使う項目などにつきましては、10%から15%程度、「できない」という回答をする教員の割合が減っております。今後も、学校単位、少人数の教員でICT活用のミニ研修を開くこと。ICT支援員を活用した授業の構成の補助を考えながら、お互いに参観授業をするなどしまして、効果的なICTの活用に努めたいと考えております。

以上です。

奥本委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 このグラフでいう、青の部分は「している」でいいと思うんですけど、赤とオレンジの部分をどう考えるかと思うんです。「できるが、していない」というのは、意味があんまり分からないんですけども、先生は「できるが、やっていない」ということなので、更に言うと、オレンジの部分「できない」、この人らは、ぼやっとし過ぎてるといふか、どういうふうに見たらいいのか分からないんですけど、「できない」というのは、結構偏った方じゃないですか、ぶっちゃけて言うと。その方は、僕、どんな方か分からないんですけども、そういう人はちゃんと教えていかなければならないというのは分かるんですけど、「できるが、していない」というのが意味分からないんです。どういう意味なんですか。

奥本委員長 遠藤主幹。

遠藤学校教育課主幹 学校教育課、遠藤です。よろしくお願いいいたします。

学校現場でグーグルのクラスルームであったり、いろんなアプリを入れていただいている中で、機能はとってもたくさんあるんですけども、担当してる教科であったりとか、担当してる学級の持ち方で、できるんですけども、現状、児童であったり、生徒であったりに対して使う必要がなかったりとか、必要性として優先順位が低かったりということで、できるんですけども、使わないというのは、そういうことです。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 なるほど。そこは、僕、もう一回考えますけど、やったら、必要ないとか、これ、必要あるからこのグラフで出てきてると僕は認識してたので、各先生方の判断で必要ないと思わはるのやったら、このグラフがなくてもええと思うんです。例えばフォームを使って小テストを作成するって、これは優先的にやるべき項目やと思うんですけども、何%、老眼で見えないですけど、半分ぐらいということは、100人ぐらいの先生方はやっていない。できるのに、やっていないということやったら、ここに入れる必要ないような気がするんです。細かいことが僕はあんまり分からないのであれなんですけども、それに関して、もう一回、再度検討していただいて、できるのに、やらないというのも、僕、よく分かりません。

もう1個は、「できない」というところだと思うんですけども、先生方のご年齢とかというのもあると思うので、例えば偏った方というのは、スマホとかいうのを、ICTというのに遠い距離の方かなと思うんですけども、その方々のフォローとか体制、多分、「できない」と答えてる方の、誰ということもないと思うんですけども、偏ってると思うんですよ。その方々の対応、これからどうされていくのかということのを教えていただけますか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

実際に、おっしゃるとおりで、結構、60歳を超えても教壇に立っていただいている方もいらっしゃるんで、そういう方は、多分このアンケートでは「できない」と答えてらっしゃるのかなと推測はしております。教科を教えるに当たって、こういう使い方もできますよねというような動機づけというか、きっかけを、ICT支援員のほうから声かけていただいて、進めていただくということは検討はしておるんですけども、今のところ、課題というか、徐々にやっていくような形でご理解ください。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 懸念としては、得意、不得意があるので、これ、200人とずばっと言われてますけども、クラス単位でいったら、そのクラスが遅れていくじゃないですけど、例えば、ある方が全くこういうのが手につかないというクラスは遅れていくわけじゃないですか、正直。めちゃくちゃ得意なところは、このICTの教育に関してどんどん進んでいくという格差を生まないようにするために、フォローアップするなり、やっていく必要があるのかなという、このアンケートを見る限りでは思うんですけども、今の答えやったら歯切れ悪いので、また1回考えていただいて、このグラフを見る限り、ぱっと見、青がめちゃ多い方がええに決まってるんですよ。「できる」がね。やっぱり少ないかなと。これからのことだと思うので、これからもいろいろ考えていただいて、よろしくお願ひしておきます。今日はこれぐらいにして

おきます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員、今、ご指摘されましたけども、要は、ここで何で取り上げてるか。葛城市のICT教育、現状はどうかということから始まって、アンケートをされた結果として、教育委員会での把握として、やはり先生方の活用のスキルの差があるということが浮かび上がってきたわけなんです。そうしたら、それを今後どう解決していったら、子どもたちの学びの質を差がないようにしていくにはどうしたらいいかということ、我々は今後検討していかんとあかんと思うところなので、現状、そういう問題提起がまたあったということを踏まえて、今後、教員の現状のグラフのカラーがこれだけばらついているところをどれだけ埋めていけるかということ、やはり主な、大きな課題だと思いますので、そこを含めてやっていただけたらと思います。これは教育委員会だけで考えるのではなくて、学校のICT部会の先生方が一番頭を悩ませてらっしゃることでもあるし、ICT支援員をそこでどういう活用をしていくかということにつながってくるので、その辺り、何か、こういうふうな対策を取りましたというお答えを、次回できるようにご準備いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

谷原副委員長。

谷原副委員長 アンケートに関わってなんですが、このアンケートでは、私、現状がよく見えないんです。正確なところが。例えば、小学校と中学校では違うと思うんです。中学校の場合、教科制があるから、例えば、体育の先生が小テストなんていうのは、できるけど、やらない。これはそういうこともあり得るし、分からないんです。あと、年齢での分析も要るだろうし、我々が気にしてるのは、先ほど委員長がおっしゃったように、差ができるというのは困るなと。小学校の先生の場合、教科担任制では、一部入ってますけれども、基本的に担任の先生が全教科教えると。先生の違いによって、隣のクラスとこちらのクラスが違う。また、上の学年へ行けば、担任の先生が替わる。よくやっておられた先生のところでは、子どもたちはずっと次の学年でも入っていける。ところが、そうでなかった先生のところでは、子どもたちが、そこが遅れるというか、なかなか難しいことがあったりする。そういう格差の問題です。これは先生方によって生じていくのではないかというのが、問題意識として、今、杉本委員も出てきたところだと思うんです。ただ、これを見る限り、私もよく分からないんです。ほぼ小学校の先生のところでは、大体やられてるのかなというふうなことも含めたり、教科制はどうか、若い人と年齢の行かれた方と、それはギャップが出てくるのは当然なので、それがあるのが前提であれば、次どういうふうにして解消していきましようかみたいなことになるので、もうちょっと実態が分かる、分かりにくいので、分析の仕方も含めて考えていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。もう取っておられるんですか。年齢ごととか、小学校、中学校分けて、どうなんですか。そこら辺、どうでしょうか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 アンケートですので、個別、個別にどういう回答をされたかというのはデータとしてありますので、更に詳細な分析は可能と考えております。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 可能な限り、こちらに出していただくのはともかくとして、分析のほうをきちっとしていただいて、明らかに格差が出そうだとということであれば、また、そういうことについては対応していただきたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 このアンケートはソフト面のことだと思うんですけど、ハード面でお聞きしたいことがあるんですけど、児童・生徒にタブレットを配られて、もう1年以上になると思うんですけど、タブレットの不具合とかがあった場合、どういうふうに対処されてるのかということをお聞きしたいんです。生徒のタブレットに不具合があった場合、やっぱり、生徒としてはそれが頼りで、宿題やったりとか、いろいろやってると思うので、急に壊れてしまったりとか、何かバグが入ったりとかといった場合、誰がそれに対して対処されているのかと、W i - F i 環境ですね。小学校、中学校のW i - F i 環境の状況とかを聞かせていただきたいと思いません。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず1点目の、タブレットの故障とか不具合の対応なんですけども、基本的には、教育委員会、学校教育課のほうで予備機を置いておまして、そちらでその子ども用のセッティングをもう1回、再度して、壊れたタブレットと交換するという形を取っています。一旦交換したタブレットをもう一回こちらで修理しておくというような流れになっております。

もう1個、W i - F i の環境ですが、G I G Aスクールの補助事業において、各教室、W i - F i 環境が整っております。スピードも全然遅くない環境でありますので、授業的には問題ないと思っております。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。予備機があつて、それと交換して、その間に修理とかをされるということなんですけど、今の時点では、それでいいとは思うんですけど、だんだん古くなってくると、その数が増えてきたりとか、いろいろすると思うので、予備機も制限がありますでしょうし、その対応というか、すぐ対応できる体制みたいなものをこれから考えておいていただけたらと思うんですけど、あと、W i - F i 環境は、今はそんなに問題ないということなんですけど、これから更にそういう使っていく機会が多くなると思いますし、分からないんですけど、一度に何かしましよとかといったときに、それが果たして耐えられるようなW i - F i 環境なのかということのも気になるところではあるんですけど、また、そういう機会があったときに試すことができるのかなとは思いますが、今のところは大丈夫ということなので、ありがとうございました。

奥本委員長 今の柴田委員の中で、W i - F i のアクセス負荷の懸念がございましたけど、先ほどの答弁では大丈夫なような感じを受けましたが、そこはもう一度だけ確認で、大丈夫なのかどうか、お答えいただきます。お願いします。

板橋理事。

板橋教育部理事 Wi-Fiのアクセス負荷の問題ですけれども、実際のところ、全校生徒に、一斉にぼんと押してインターネットを見てよというようなテストは、確かにしてないと思います。ただ、メーカーの理論値、カタログ値等で、十分耐え得る環境であるということは確認しております。

以上です。

奥本委員長 現状、教育現場で、何か画面が表示に時間がかかるとか、そういうことは特に何も出てないということによろしいんですね。

板橋教育部理事 はい。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 今、柴田委員の質問の中で、今後、代替のところをどうするかということですが、情報として、私、提供させてもらいますけれども、実は先週、ICTの展示会というか、勉強会がありまして、見てきたんです。その中で、文部科学省のほうで、まだこれは決定事項ではないんですけど、内閣府のほうで今検討してるというところで、GIGAスクールの整備のその後という話をされてました。2025年に入替えの時期が来るというのを念頭に置いて今議論をしている。特に予算措置です。何が出来るかというところを、議論が始まったところまでで終わってました。だから、具体的にまだ国のほうも、今回と同じように、また全面的に費用の支援してもらえるのかどうか。その辺はまだ全く分からないけども、その議論が始まったということだけは情報としてお伝えしておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。続きまして、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてを議題といたします。ここで理事者の入替えをお願いします。

(理事者入替え)

奥本委員長 では、再開します。

続きまして、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてを議題といたします。本件について、理事者より報告願います。こども未来創造部、こども未来課、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、當麻地区の認定こども園の開園に向けました今後の予定、スケジュールにつきましてのご説明をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

まず、當麻小学校区内に建設予定の認定こども園につきましては、令和4年3月25日に、社会福祉法人裕愛会を事業候補者として選定いたしております。これは前回のときにもご説明させていただいたかと思っております。本日は、令和6年4月1日に向けての申請におけるスケジュール、予定を説明させていただきたいと思っております。令和4年3月24日に、事業者募集に

伴うプロポーザルを実施いたしまして、事業者を選定いたしました。今回のプロポーザルにおきましては、公募の要件といたしまして、1つ、認定こども園を運営できる事業者であること。2つ目として、用地、場所につきましては、運営事業者で確保し、自らの負担で園舎施設の整備を行うこととしております。なお、市におきましては、事業者が負担した建設費に対しまして、予算の範囲内で、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金に基づく助成を行うこととしております。もちろん、園舎建設や運営の条件につきましては、保育基準を確保できることは必須の要件としております。

今後のスケジュールとしましては、先ほど申しあげました交付金の申請のために、事業者のほうから市を通じまして、奈良県へ事前協議資料を提出する必要があります。この申請を受け付けたときには、こども園整備予定地がほぼ確定したものと思いますので、このときに、場所であったり、定員であったりという詳細はお示しすることができるかと思っております。その後、国から整備事業に係る内示が示されます。その後、土地の造成から建設へと進みまして、令和5年度末には、県から事業認可を受けて、令和6年4月1日より開園の運びとなる予定となっております。現在の状況としましては、以上となります。今後も引き続き、選定事業者と随時打合せをしながら、継続して調整してまいりたいと思っております。

次に、建設場所を定める必要があると思いますが、こちらのほうにつきましても、先ほど申しあげましたように、選定事業者から交付申請のための書類が提出された時点で、正式には報告させていただく予定としております。

なお、今伺っておりますのは、當麻小学校区内の大字當麻地内ということは伺っておるんですけども、正式な申請はまた後ほどになるかと思っております。よろしくお願いたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただきましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

今現状では、進捗状況の報告だけで、あくまでも民間事業者の進捗によって、この後また報告事項が増えてくると思う。現時点で報告できるところはここまでというところですか。

確認事項とか、何かないですか。質問ないですか。なかったら、これで次行きますけど、いかがでしょうか。

西井委員。

西井委員 認定こども園で1者がプロポーザルで、その1者が建設されようとしてるけど、期日までにできるのかな。俺、それが、ほんで、その地区から見たら、その辺の地区というのは、一番理想的なのは、農業振興地域が多いやろう。その辺、農業振興地域やったら、農業振興地域外しからいったら、余分に期日かかってしまうと。だから、行政もその期日に間に合うように、一緒にいろんな形で努力せんかったら、期日が遅れてしまうのと違うかなというのが、積極的に、その業者に決まったとして、その業者が期日にできるように、やっぱり行政も力入れたらんかったら、どうもそれが、こども園自体、造っていかんなんのは事実やから、その辺で、行政は人ごとみたいじゃなく、それに一応決めた限りは、努力は一緒にして、できるだけ早く、また、早いだけではなく、安全な施設を造ってもらわなあかんということで、その辺どのように思ってるかだけ、聞かせてもらいたい。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。

ありがとうございます。委員言っていただきましたとおり、調整しておりますというところにつきましては、そこも含めまして、事業者と一緒に進めていっているつもりでございます。もちろん令和6年4月1日の開園に向けての準備は、今のところ、予定どおりには進んでるかとは思っております。もちろん細部にわたりましては、これからどんどん詰めていくことにはなるかと思っておりますけれども、十分気をつけて行ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 せっかく、その業者に決まったんやったら、やはりその期日で開園してもらいたいというのは、やはり必要な施設やから、答弁してもらったように、できるだけ努力してもらって、業者と一緒にしろと、やはり必要なものやというのは、市の事業をするのと同じように考えて、やはり努力してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 聞けるやつと聞けへんやつとを考えてたので、今聞けるというか、要望しかないの、令和6年から始まるということは、令和4年、令和5年、今年、来年と、令和6年から始まるように今動いていってもらって、今どういう扱いにするか分からないですけど、今、あの地区にも保育所に行ってる子どもたち、親御さんに、ちゃんと同時に、この場面になるとこういうふうになりますというのを丁寧に説明していただいて、もちろん、令和6年を気持ちよく迎えられるようにも、これは、耐震とか云々あるから、致し方ないところあると思うんですけども、そういった方々にしっかりと、今年もそうですし、来年も入ってきていただいたときに、令和6年にはこうなりますというのをちゃんと説明していただくように、これは早い方が絶対いいと思うので、今のうちからやっていただきたいのと、もう一つは、せっかく造っていただくんだから、やっぱり前みたいに、園の名前とか、また、市民の皆さんに募集して、前も結構集まったじゃないですか。もっと大々的にやって、看板もかわいいのにしてきて、あそこ、認定こども園。だから、そういうことを、できるだけ、どうせやるんだらという考えでやっていただきたいと、意見だけにしておきます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員、今回の認定こども園は民設民営なので、名称のことは難しいかもしれない。

そこだけ、市が関与できるのかどうかだけ、教えていただいてよろしいでしょうか。

中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井です。

先ほど言っていたように、民営のほうでやっていただきますので、名前につきましても、やはり事業者のお名前あるかと思っております。なので、どれだけこちらの要望も聞いていただけるか。これから、それも含めて調整はさせてもらいたいと思います。できるか、できないかも含めまして、お願いします。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。
では、最後に、ゴミ収集運搬処理に関する諸事項についてを議題といたします。
ここで理事者の入替えをお願いします。

(理事者入替え)

奥本委員長 それでは、調査案件の一番最後、ゴミ収集運搬処理に関する諸事項を議題といたします。
ゴミ収集運搬処理ということですが、前回より、その中のサブタイトルというか、有価物一時保管所についてを議題とさせていただきます。
本件につきまして、理事者より報告を願いたいと思います。
西川環境課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。よろしくお願いたします。

本日、お手元にお配りさせていただいております資料につきましては、5月19日の協議会でお配りしたものと同一のものでございます。それでは、有価物等について、簡単に説明のほうをさせていただきます。お手元の資料の1ページの図で示させていただいておりますのが、廃棄物処理法におきます廃棄物の基本的な区分ということになっております。廃棄物処理場、物はまず廃棄物と有価物に区分されます。廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物に更に区分され、また、最終的には、一般廃棄物は生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物というような形に分類をされます。生活系の一般廃棄物とは、現在、週2回、市のほうで回収させていただいております、家庭から出るごみのことです。事業系一般廃棄物とは、主に会社や飲食店の事業活動から出るごみのごことで、処分につきましては、事業者自ら、直接クリーンセンターに持ち込まれるか、また、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者、市内に24業者あるわけですが、そこに委託をして処分をさせていただいております。残りました有価物とはどういうものかということなんですけれども、一般的に、使用を終了し、再生資源として収集された、木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック等などの材料を原料とするものとなっております。簡単に申し上げますと、業者がお金を払って引き取るものが有価物、逆に、業者がお金をもらって引き取ったものが廃棄物ということになります。

近年、市内におきましても、有価物を取り扱う業者が増えてまいりました。その中でも、金属スクラップ業が大半を占めております。金属スクラップ業を、どういう形を取れば業を営まれるのかということなんですけれども、まずは、その場所が農地であった場合は、青空資材置場として農地転用をしていただき、併せて、公安委員会の古物商の許可を受ければ、業を営むことができます。この古物商の許可といいますのは、業を監視することが目的ではなく、盗難品等の売買の防止、発見を図るための許可となっております。また、解体業者がヤードを設けられて業を営まれてる場所もございます。それをどうしたら営めるのかということなんですけれども、先ほどと同様、その場所が農地であれば、農地転用の許可を受けていただきます。それ以外の必要な許可等はございませんので、転用を取っていただければ、業を

営むことが可能となっております。解体業者のヤードに物等が置いてあるんですけども、それは主に残置物と呼ばれるものでございまして、残置物とは、ということなんですけども、解体業者が家を解体された際に、家本体以外のもの、例えば机であったり、たんす等であったり、本来、自分自身で処分すべきものを、解体業者にお金を払って引き取ってもらい、業者が産業廃棄物として代行処分するものを言います。ここで有価物について簡単に説明してきましたけども、お手元の3ページにも記載させていただいておりますとおり、有価物については、規制対象となる廃棄物には該当しないため、その保管については、今現在、直接規制する法律がないのが現状でございます。

奥本委員長 一旦ここで止めていただいて、私、間に説明を挟みたいと思います。申し訳ないです。

この間、課長のほうから説明いただきました。前提となる私の説明が抜けておりましたので、もう一度ここで挟ませていただきたいと思います。

厚生文教常任委員会の調査案件として、有価物の一時保管所ということについて取り上げてるんですけども、公開の場で議論するのは今回初めてになります。これまで非公開でしたが、協議会という場では幾度か説明を受けてるんですけども、まずは、一時保管所というのは何かということと、そもそも、これをなぜ取り上げたかということの説明が抜けてましたので、間に挟ませてください。今現状、葛城市内で、塀で囲った中で、いろいろ金属のスクラップであるとか、鉄くず、そういうものを処理されてるところが、結構事業所が増えてきております。特に山麓線地域、沿線に非常に近年増えてるわけなんですけども、やはり、今、市の新しい道の駅ができた、もろもろの高速道路のことも踏まえて、市外からの来訪者が増えております。そうすると、あの道路、山麓線を通るに当たって、どうしても目についてしまうと。葛城市という立地、自然が多くて、住みよいところでもあるし、いろいろ、奈良県内のほかのところに行く通過点でもあるけども、その辺が、どうしても塀で囲ったところが気になるという声があります。

それと、中で処理されてるところの環境への影響、特に音の問題であるとか、臭いとか、もろもろ、市民の方からも、各議員に対して、あるいは市のほうに対しても、やはりいろいろ問合せというのは増えてきております。そういう経緯もあって、今回、厚生文教常任委員会で一時保管所について調査していこうという形になりました。これがこれまでの経緯です。

では、今、課長のご説明ありましたけども、あれというのは、そもそも何なのかということから始まって、実はこれは、廃棄物と有価物という区分をまず理解しないと、そもそも話が始まらないということから、今現状、廃棄物がどうか、有機物がどうかという説明をまずいただきました。大きな違いは何かというと、業者がお金を払って受け取って売却を行うのが有価物、逆に業者がお金をもらって引き取ったものを廃棄物、大きくはこの区分であるというご説明をいただきました。そうしたら、あの業態を営むことに当たって、山麓線に限らず、市内どこでも、そういう事業を行う場合の手続はどうかということに関しましては、どんな許可が要るのかという疑問がございました。それについては、今のご説明で、公安委員会の古物商の許可を得れば大丈夫と、営むことができるということでした。それ以外は、許可は要らないということです。そうしたら、実際にヤードを設けて業を営む場合の手

続は何が必要か。これも実は1つだけ、農地の転用許可が必要になるけども、それ以外特に必要がないということが今ご説明で分かりました。

現状、塀で囲ってる中に有価物がある場合は、規制対象となる廃棄物に該当しないため、その保管について直接規制する法令がないというところまでが、それが現状だということをご説明いただきました。では、そうしたら、今、いろんな方から、あれは何とかならないかというご意見もありますし、かといって、一方、業者の立場からすると、我々はちゃんと法にのっかって業を営んでるだけやというところがあります。でも、そのところをどこかで折り合いをつけていかないと、このまま置いておいて、どんどん農地をあっちに貸す方がいいという話になってきて、乱立という形になってくると、やはり景観上も好ましくないということになりますので、それをこの委員会で、何らかの妥協点を見いだせないかというところが、調査案件にした経緯でございます。

まず、環境課のほうで今調べてもらったやつを話してもらってる途中、話の腰を折って申し訳ないですけど、そうしたら、引き続き、今後の対応とかも含めてご説明、再開をお願いいたします。

西川課長。

西川環境課長 それでは、続きから説明をさせていただきます。

資料の4ページには、市内で、有価物だけに関わらず、廃棄物の業者の一覧表をつけさせていただいております。この資料の中の黄色の部分で金属スクラップの業者です。青で色をつけさせていただいておりますのが、その他の有価物を取り扱っておられる業者になります。6ページ目になるんですけども、先ほども委員長のほうからお話ありました、そういう金属等を取り扱った場合に、音等が一番言われることであります。6ページにお示しさせていただいておりますのが、葛城市における騒音基準となっております。この基準につきましては、平成23年度に、県からの権限移譲によりまして、それまで県の基準であったものを葛城市に置き換えさせていただいて、使わせていただいているというものでございます。基準は、あくまでも特定工場に用いる基準ではありますが、それ以外の騒音につきましても、この基準を準用させていただいております。日付が平成24年3月30日となっておりますが、この告示以降、騒音規制法の変更はなく、この数値が最新の数値であるということになっております。

あと、7ページ目、8ページ目には、悪臭防止法の規制の基準をつけさせていただいております。

最後になりますけども、9ページ目につけさせていただいている資料は、今現在、全国で再生資源の保管に関する条例が3つの市町で制定をされております。それについての条例の概要をつけさせていただいております。いずれにいたしましても、有価物は法令の対象外であったとしても、市民生活の保全の確保、また、生活環境の保全を図る必要があることから、今現在、環境課といたしましても、奈良県の景観・環境総合センターとも連携を図りながら、定期的に業者への立入調査を実施しているところでございます。お願いベースにはなるんですけども、そういう形での指導を実施させていただいております。また、市役所内では、先

ほども申しあげましたように、農地転用の関係課でもある農林課、また、景観の関係課でもあります都市計画課とも情報共有をさせていただきながら、必要に応じて、合同での立入調査も実施させていただいておるのが現状でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

奥本委員長 ありがとうございます。先ほど、私、話の腰を折ってしまいましたが、今、引き続きのところの説明で、現状、市内にある事業所、その中で有価物の保管所というところを、幾つあって、また、地図上でいくとどの辺りにあるかというところまでお示しいただきました。さらには、問合せがあるところの騒音と臭いについての法的な規制値というか、準用できる規制値というところをお示しいただきました。それと、葛城市以外のところで、全国に目を転じた場合、有価物の保管所に対する何らかの規制がかかっている事例というのを3点大きく挙げていただきました。

以上を踏まえまして、我々がいろいろ学んでいかないといけない段階なんですけども、報告の内容を含めて、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

杉本委員。

杉本委員 取りあえず1個ずつというか、6ページの騒音のこと、これ、協議会でも言わせてもらったんですけども、平成24年のやつなんですけども、50デシベル、45デシベル、60デシベルがどれぐらいの大きさか分からないんですけども、特定工場が対象やと先ほどおっしゃったんですけど、今、話が出るのは金属スクラップとか、音がずっと一定に鳴ってるわけではないところに対して、これはどう効果があるのかなと思うんです。50デシベルは、何分間とか、そういうのが、何か書いてないんですよね。一瞬でもこれが出たらアウトなのか。どの距離で測るのか。誰が測るのかとかでも、いろいろあると思うんですけども、ここを、まず僕は気になって、説明していただきたいです。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 騒音の測定方法なんですけども、基本的には、特定工場の敷地の境界線で測るということになってございます。一般的に、特に指定がない場合は、地面から1.2メートルの高さで計測器を置いて測るということになっております。対象となる音につきましては、工場内の全ての設備とか、車の音とか、そういうのも全て騒音の対象となってまいります。測定時間につきましては、朝、昼間、夕方、夜間と、こういう3つの区切りで分けさせていただいておりますが、それぞれ1回ずつ測定をさせていただいて、1回の測定が10分程度で、約5秒間隔での数値の計算をするというのが一般的な騒音の測定になっております。決定に当たりますとしましては、騒音規制法の中に4つのタイプがございまして、モーターが一定に回転している音であったりとか、工場の切断の機械であったり、多数の機械が稼働をしているとか、プレス音であったりとか、そういう様々な条件を見た中での測定をしなければならないということになっております。また、音の中には、苦情のあったところから離れてる場所もあると思うんです。それについては、測定値については軽減ができるというようなことも書かれております。

先ほど杉本委員おっしゃっていただいた、50デシベルはどれぐらいの音やということなん

ですけども、通常、書かれてるのは、50デシベルで、静かな事務所であったり、家庭用のクーラーの室外機であったりというのが、大体50デシベルというように記載はされております。以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 これは誰が測りに行くんですか。騒音で苦情があるところに行くわけでしょう。これをひっ提げて。抜き打ちで行くんですか。予約して行くんですか。これ、工場とかやったら分かります。プレスとか、ばーん、ばーんって、そんな音を押しえられないじゃないですか。今問題にしてるのは金属加工屋でしょう。今から行きますねんといったら、ゆっくり下ろしませんか。ではなくて、それをがしゃんとやってるから、皆、騒音で問題になってるわけなので、そこが僕は、抜き打ちで行かないと意味ないんじゃないのと思って、これ、だから誰が行くのかという話なんです。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 基本的に、音の苦情がありましたら、環境課のほうで測定器がありますので、一旦は何も相手に言わずに測りに行くんですけども、最終的な、ほんまの判定云々となれば、やっぱりこういうふうな形での、時間の区分であったりとか、そういうのはありますので、おおむね、その場所でこれぐらいの音が鳴ってるということで、相手に、これぐらいの音が出てるので、という話を取りあえずはさせていただくというのが今の現状でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 もう3回目ですね。今、葛城市で、委員長の計らいでこういうことをやってるんですけども、騒音で苦情があつて測りに行ったところがあるのかなと思うんです。今のお話やったら、苦情があれば、行って測って、問題があったところ、なかったところというのはあるのかなというのは、誰か聞いてもらえませんか。

奥本委員長 3回目ですので、どなたか間に挟んでという形で、あるいは、これを引き受けて、引き続いて、関連でも結構ですから、お願いします。

(「もういいでしょう」の声あり)

奥本委員長 今、質問として認めますので。

西川課長。

西川環境課長 過去はどうか分からないんですけど、私が環境課へ来させていただいてから、金属加工の音を測りに行ったというのは、ないです。ふだんから、工場であったりとか、そういうふうな騒音では、今現在、何件か抱えている案件はございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 有価物のところ、スクラップとかで大きな音が出るというふうなことで、私も近隣のところで、比較的住宅に近いところで、新たに有価物の業者が、計量器も備えて、いろんなものを運び込まれて、突然大きな音がどかーんとすることがあるんです。それは心臓に大変悪いと。静かなところで突然どーんと音がすると、ほんまにびくっとするというをよく聞くんです。だけど、ここにある、今、測定の話ですけれど、これがよく分からなかったん

です。1回どかーんと大きい音がした。先ほどありました、10分間のうち、5秒間隔の数値計算とか云々とあったので、例えば、1日1回どかーんと大きい音が鳴って、あと二、三時間何もないというふうなことで、これ、かからないのかなと。ここら辺がよく分からないんです。そこがどうか、まずお聞きしたいと思います。

奥本委員長 西川課長。

西川環境課長 測定の中で、騒音規制法の中で、有価物等の保管場所での単発的な音というのは、本来該当はしてないというか、先ほどもお話しさせていただきましたように、特定工場、工場内の音が基準とはなってるんです。金属加工業であったり、プレスであったり、木材の破砕であったり、そやけども、その基準となる音を、規制基準としてうちのほうでさせていただいておるのが現状で、実際に業者に、その音が違法な音で、改善というところまでなれば、いろんな形での、朝昼晩とかいう測定をさせてもろうて、5秒間で取らせていただいて、その90%、上下をカットするとか、いろんな測定方法があって、判断になってくるのかなと思います。

今、質問していただきました、積込みのときの一瞬的な音が騒音規制法の中の音になるのかということは、それだけでは判断できないのかなというのが現状です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 我々議員やっていて、騒音の問題でよく苦情を受けるのは、道路のグレーチング、蓋です。それが、車が踏むたびにがんと鳴ると。近隣の方もびくっとするから何とかしてくれと。ゴムを敷くとかいうふうな対応をしていただいたりするわけですけども、大きい音で本当に体に悪いんです。そうすると、それが規制できなかつたとすれば、調べていただいて、つけていただけてますけれども、他市の事例として、資料の最後のところにあります、再生資源物の屋外保管に関する規制ということで、千葉市、神奈川県綾瀬市、茨城県境町、出ておりますけれども、ポイントになるのが、主な許可要件というふうにあって、3つの自治体のうち2つは許可制になってるんですけども、住宅地から100メートル以上離れるというふうなことを許可する。音の場合は、離れていけばいくほど、それは小さくなるということで、こういう対応になっていかざるを得んかなというふうに、個人的に、騒音の規制ということが難しいようであれば、こういうことになるのかなという思いをいたしました。これは意見だけ、感想ですけど、以上です。

奥本委員長 今、副委員長から、いいご指摘いただきました。騒音についての測定のところ、杉本委員からもありましたけども、どの段階でやるのかと。そもそもは、工場で常時稼働してるところに対する法律なので、それを準用する限界があるのではないかという指摘がございました。その騒音をどういうふうに判断していくかということも、それ、あともう一つとして、他市の、全国的に3つの事例の中で、許可制を取っているというところがポイントだと。現状、先ほどの説明もありましたように、許可というところに関しては、非常に緩い状況があるわけです。そこに対して、葛城市として何らかのそういう、規制というよりも、何か条件をつけられないかということが今後の課題ということでした。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようでしたら、本件につきましては、この程度という形にしておきたいと思います。

それで、1つ、ご承知おきいただきたいんですが、この一時保管所の件につきましては、景観というところにも絡んでくる問題でございまして、景観になってくると厚生文教常任委員会の範囲を超えてしまいます。そこで、総務建設常任委員会の委員長に申入れさせていただきまして、総務建設常任委員会のほうでも、この問題について、特に景観というポイントからご議論いただけるということになりましたので、両常任委員会で、違う方面からこれを検討していきたいという形で考えておりますので、ご承知おきを願います。引き続き、また、いろんな勉強を含めて調査を進めてまいりたいと思いますので、理事者の方、よろしく願います。

調査案件については、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可したいと思います。

梨本議員。

(梨本議員の発言あり)

奥本委員長 増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。本委員会に付託されました議案を含めて、調査案件、非常に闊達な意見交換ができました。また引き続き、今後も進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時09分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史